

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月1日
【届出者の氏名又は名称】	沖電気工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門1丁目7番12号
【電話番号】	03-3501-3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 布施 雅嗣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	沖電気工業株式会社 (東京都港区虎ノ門1丁目7番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、沖電気工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、沖電線株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

沖電線株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1,307,540株（所有割合（注1）：36.21%）を直接所有し、また、当社の完全子会社である沖ウィンテック株式会社（以下「沖ウィンテック」といいます。）及び株式会社OKIプロサーブ（以下「OKIプロサーブ」といいます。）を通じて対象者株式38,407株（所有割合：1.06%）を間接所有（注2）することで、対象者を持分法適用関連会社としております。

当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（38,990,870株）に、対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合（以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。）の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087株）から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388株）に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538株）を控除した株式数（3,610,549株）に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

（注2） 当社の完全子会社である沖ウィンテックは対象者株式26,600株（所有割合：0.74%）、OKIプロサーブは対象者株式11,807株（所有割合：0.33%）をそれぞれ所有しております。なお、当社は沖ウィンテック及びOKIプロサーブとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等は行っておりません。

本公開買付けにおいて、当社は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「買付予定数の下限の設定」に記載のとおり、買付予定数の下限を、1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しております。これは、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数を上回るものです。当社は、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が1,170,800株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、当社は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とするための手続（以下「本完全子会社化手続」といい、本公開買付けを含めて「本取引」といいます。）の実施を要請する予定です。

対象者が平成29年10月31日に公表した「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、上記対象者の取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループ

は平成29年5月26日、平成31年度（平成32年3月期）を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

当社グループは、()交通インフラシステム、防災関連システム、防衛関連システム、通信キャリア向け通信機器、金融営業店システム、予約発券システム、コンタクトセンター等の製品の製造・販売、システムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスを行っている「情報通信事業」、()ATM、現金処理機、営業店端末、予約発券端末、チェックイン端末、外貨両替機の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「メカトロシステム事業」、()カラー・モノクロLEDプリンター、カラー・モノクロLED複合機、大判インクジェットプリンター等の製品の製造・販売及びその他サービスを行っている「プリンター事業」、()設計・生産受託サービス、プリント配線基板（注1）等の製造・販売及びその他サービスを行っている「EMS（注2）事業」の4つの事業を柱とし、パートナー企業との「共創（注3）」、オープンイノベーションの活用によって新たなノウハウや技術を取り込みながら、積極的な事業展開を図っています。

（注1）プリント配線基板：電気回路の配線を、絶縁体からなる板の表面や内部にプリントした基板

（注2）EMS：Electronics Manufacturing Service。電子機器の受託生産を行うサービスのこと

（注3）共創：お客様と目指すゴールを共有し、共にアイデアを絞り、確かめ、創り上げていくこと

セグメント別の事業戦略として、情報通信事業においては、IoT（注4）をチェンジドライバーに新規事業を創出し、またセンサー、ネットワーク、データ処理の3つの技術を融合した強みを活用して、業務特化したアプリケーションと共創により「IoTのOKI」（IoTビジネスを成長の柱として成長する方針）実現を目指しています。メカトロシステム事業においては、コスト競争力に優れた戦略商品の投入と国内流通市場向け商品ラインアップを充実させ売上拡大を目指しています。プリンター事業においては、高機能、高品質を活かせる医療・流通・デザイン向けのインダストリー・プリント市場へ注力するニッチ戦略への展開を目指しています。EMS事業においては、平成29年3月期に売上高432億円の事業規模を、将来の売上高1,000億円事業に拡大すべく、国内ハイエンド市場に注力し、新規領域の開拓とM&Aの積極的な活用を推進しています。

（注4）IoT：Internet of Things。様々な「モノ」がインターネットを通じてクラウドやサーバーに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み

対象者は、本書提出日現在、当社の持分法適用関連会社ですが、当社の電線製造部門が昭和11年に分離・独立し当社の完全子会社として誕生した会社であり、当社は、本書提出日において36.21%に相当する対象者株式を直接所有しております。対象者は、電気通信の発展とともに成長を続け、現在は()機器用電線やワイヤーハーネス、フレキシブル基板（注5）の開発設計・製造・販売を行う「電線・ケーブル事業」、()ワイヤ放電加工機用電線等の開発設計・製造・販売を行う「電極線事業」及び()第三者に対する不動産の賃貸を行う「不動産賃貸事業」を主な内容として事業展開しております。昭和38年10月に東京証券取引所市場第二部にその株式を上場（平成2年9月に東京証券取引所市場第一部指定）以降も、互いに独立した上場企業として当社グループとのブランド価値共有等の連携を続けてまいりました。

（注5）フレキシブル基板：薄い絶縁材（プラスチックフィルム）を使い、曲げることができる構造のプリント配線基板

対象者グループ（本書提出日現在、対象者及び対象者の子会社5社）は、電線、フレキシブル基板、電極線の商品で世界に誇れるニッチトップ企業となるため、平成28年度が最終年度であった中期経営計画「Reborn120」を1年延長し、更なる新商品の創出力の向上と海外展開のレベルアップを図ることで売上高120億円の達成を目指しております。

平成29年度におけるセグメント別の主な施策内容としては、電線・ケーブル事業においては、自動化・ロボット化の流れで成長が継続すると見込まれるFA（注6）市場や医療機器市場に注力しており、研究開発の強化や新商品の市場投入及び中国・米国・欧州への販売を加速するとともに、品質と生産性を更に高めることで、売上高の拡大・収益力の向上を図っております。また、電極線事業においては、顧客ニーズにタイムリーに対応することで国内での売上高拡大を図るとともに、高品質商品により海外における顧客のインハウスシェア拡大を目指しております。

（注6）FA：Factory Automation。工場における生産工程の自動化のこと

我が国製造業を巡る経済動向としては、高齢化や人口減少が進むことにより、製造業への就労人数が減少しています。実際に、総務省統計局が公表した平成28年労働力調査年報によれば、製造業における就業者数は、平成18年の1,163万人から概ね減少傾向が続いており、平成28年においては平成18年と比較して約10.5%減の1,041万人となっております。今後も、国内総生産及び就労人口に占める製造業の割合は減少していくものと予測されており、国内における工場での人員確保や設備投資が困難となる中、製品の開発・設計機能や販売機能に特化する企業が増えていくものと予想され、企業が製品の開発・製造の各段階で外部に発注して製品化する水平分業と製造部門を持たないファブレス化が進み、その結果として「モノづくりに特化」するEMSの需要が更に増えるものと予想されています。こういった中で当社は、EMS事業の高度化を目指し、OEM（注7）からODM（注8）への比重を

高めており、設計段階から部品調達も含めた一貫生産化を進めています。他方、対象者のF A・ロボット向けの電線事業は比較的好調であるものの、更なる事業拡大、新市場開拓や海外展開等、成長に向けた課題があると考えております。

(注7) O E M : Original Equipment Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品を製造すること

(注8) O D M : Original Design Manufacturing。製造を発注した相手先のブランドで販売される製品の設計から製造までを手がけること

かかる状況下、当社は、対象者を含む当社グループ各社の収益力向上のためには、当社と対象者の経営資源を相互活用する等の一体経営を行うことにより当社グループの総合力を強化する必要があると判断したことから、当社と対象者の資本関係を更に強めることにより、当社と対象者の経営戦略を共有し、機動的な経営判断を行うことができる経営体制を迅速に構築することが必要であるとの認識に至りました。

そこで、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成29年7月下旬から本格的に検討を開始し、平成29年8月中旬に対象者に打診を行い、同年9月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成29年10月中旬、当社が対象者を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、当社グループ内の人的リソースを活用することにより、対象者の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至りました。なお、当社は、当社が対象者を完全子会社化することにより、具体的には以下のような効果が期待されるものと考えております。また、これらの効果は、当社と対象者の資本面での完全な一元化により、両社の経営資源を最大限に活用した経営戦略を推進すること、また、対象者において、当社のみが対象者の株主となることにより機動的な経営判断や短期的な業績に左右されない長期的視野に立った経営を行うことを通じて実現可能となるものであり、対象者が当社の完全子会社となるからこそ実現可能であると考えております。

両社の類似した顧客セグメントを相互活用した販売拡大及び事業育成

当社のEMS事業は「計測機器」、「医療」分野を強みとしており、「航空・宇宙」、「電装」分野を新規市場と位置付けて本格参入しようとしています。他方で、対象者は「F A・ロボット」や「医療」市場で実績があります。両社のセグメントは、いずれも「医療」や「精密機器」に関係するセグメントが中心であり、両社のセグメントはほぼ同じ事業分野で構成されますが、個別の顧客は重複が少なく、相互の顧客を軸とした拡販活動が可能になると考えております。「医療」、「航空・宇宙」分野は高品質で変種変量が求められる分野であり、「電装」分野も含め国内生産が継続して見込まれ、高い信頼性が求められるハイエンドの市場であることから、優れたデザインや、高品質、安心感のあるサービスとして評価されているMade in Japanの特徴を活かせます。また、EMSの強みである設計、プリント配線基板、実装、組立、ステージング(本番と同じ環境にシステムを反映させ動作・表示確認)をグループで一貫して提供できる「モノづくり一貫サービス」を広範囲で実現できます。対象者にとっては、機器用電線以外の柱としてワイヤーハーネス事業やフレキシブル基板事業、光ケーブル事業等の育成が急務となっていることから、当社のEMS事業との連携により各事業を設計段階から検討することで事業拡大を図ることができると考えております。

既存技術及びサービスの連携強化による付加価値の向上

当社のEMS事業の製造子会社が生産するプリント配線基板と対象者のフレキシブル基板は技術的関連性が高く、連携を強化することで営業、生産、商品企画において相互の付加価値が向上し、「航空・宇宙」分野や「電装」分野をはじめとした顧客アクセスの向上(提案機会の増加)と販売戦略の多様化が期待できます。また対象者にとっては、当社グループ傘下の信頼性評価、測定サービス会社を活用することで顧客基盤をより強固にできると考えております。

要素技術の組み合わせによる新分野の開拓

当社は、当社の持つ光センサー技術と対象者の持つ光ケーブル技術の組み合わせや当社の持つIoT技術と対象者のロボットケーブル（注9）の組み合わせ等により、当社の「情報通信事業」の事業方針である「IoTのO K I」実現に向けて、構成する要素デバイスの取り込み、温湿度といった基本情報だけでなく、画像等から人や物等をリアルタイムに認識できる高度なセンシング技術の「スマートセンシング」実現に向けた開発リソースの拡充ができると期待しております。また対象者にとっても、研究開発、商品企画、営業面で両社が協力できることは大きなメリットになります。

（注9） ロボットケーブル：主にロボット・産業用機械の可動部やその周辺での配線を目的に開発された可動耐久性に優れたケーブル

生産拠点間交流、製造技術・ノウハウの共有によるコスト削減、工場のスマート化

当社のEMS事業は、本庄、上越、鶴岡及び長野に生産拠点があり、対象者は伊勢崎及び岡谷に生産拠点があることから、北関東及び上信越地方の地の利を活かした両社の人員の融通及び協力関係を築くことができ、製造技術や調達における購買ノウハウを共有化することで、生産及び調達コストの削減が可能となります。特に対象者では、生産性を高めるため当社のIoT技術を取り入れた工場のスマート化（注10）も実現ができるものと考えております。

（注10） 工場のスマート化：自動化された工場で、工場内の機器や設備を相互にネットワークで接続しIoT化して、生産性を飛躍的に向上させること

グループ経営によるリソースの活用

当社の管理部門、エレキ技術（電気設計技術）、工場マネジメントに長けた人的リソースを、対象者との人材交流で活性化させ、採用や教育、計画的・組織的なM & A、経営戦略の共用等において相互のリソースを最大限活用します。またCMS（注11）の実行により、当社は、資金の効率運用による管理コストの最適化を行い、グループの総合力の強化と収益力の強化を図ります。

（注11） CMS：Cash Management System。グループ企業の資金を一元管理するシステム

以上の協議・検討を踏まえ、当社は、平成29年10月31日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記のとおり、当社から対象者を当社の完全子会社とすることについて平成29年8月中旬に提案を受け、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、当社から提案を受けた平成29年8月中旬から同年10月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのこととです。

その上で、対象者は、本取引により対象者が当社の完全子会社になることが、対象者の事業基盤を充実させ、対象者がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、対象者の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至ったとのこととです。

そして対象者は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である1株当たり3,650円は、S M B C日興証券から取得した対象者株式価値算定書に提示された対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所における対象者株式の終値3,480円に対して4.89%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、平成29年10月30日から過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこととです。

対象者における意思決定の過程については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、当社は、本取引実行後の対象者の事業戦略については、当社及び対象者が今後協議の上、決定していくことといたします。当社は、本取引実行後、当社の持つIoT技術を取り入れた工場のスマート化等の技術力、グループ経営によるリソースの活用等の効率経営のノウハウを対象者に注入していく一方、対象者の事業運営上の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の更なる強化を図ってまいります。なお、本書提出日現在、対象者の代表取締役1名、取締役2名（うち取締役1名が当社の完全子会社であるOKIプロサーブの代表取締役を兼任）及び監査役1名が当社出身者、並びに監査役1名が当社従業員ですが、現時点において、本取引実行後の対象者の役員構成その他の経営体制について決定している事項はなく、対象者の現在の経営体制を尊重することを基本としつつ、当社と対象者との間の事業シナジー実現に向けて、最適な体制を検討し速やかに実行に移す予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社が対象者株式1,307,540株（所有割合：36.21%）を直接所有し、当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて対象者株式38,407株（所有割合：1.06%）を間接所有し対象者を持分法適用関連会社としている状況や、当社出身者が対象者の代表取締役1名、取締役2名及び監査役2名に就任していることを考慮し、当社と対象者は、本公開買付けの公正性を担保し利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成29年10月30日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格に関する対象者における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。SMB C日興証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、対象者からの依頼に基づき、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。なお、対象者は、SMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

SMB C日興証券は、対象者株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて対象者株式の価値算定を行っているとのことです。当該各手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法：2,837円～3,224円

類似上場会社比較法：3,424円～3,849円

DCF法：3,506円～4,748円

市場株価法では、平成29年10月30日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月の終値単純平均値3,224円、直近3ヶ月の終値単純平均値3,214円、直近6ヶ月の終値単純平均値2,837円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,837円～3,224円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,424円～3,849円までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者が作成した平成30年3月期から平成33年3月期までの事業計画を前提として、対象者が平成30年3月期第1四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値を3,506円～4,748円までと分析しているとのことです。なお、S M B C日興証券がD C F法による分析に用いた対象者作成の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

対象者における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成29年9月27日、対象者及び当社との間に利害関係を有しない、川島いづみ氏（対象者社外取締役、独立役員）、田中愼一郎氏（対象者社外監査役、独立役員）及び久島満洋氏（公認会計士、山田ビジネスコンサルティング株式会社）の3名から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していません。）、第三者委員会に対し、（ ）本取引の目的が正当性・合理性を有するか、（ ）本取引に係る手続の公正性が確保されているか、（ ）本取引の取引条件（本公開買付けの公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、並びに、（ ）（ ）乃至（ ）を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かを検討し、対象者の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決議したとのことです。

第三者委員会は、平成29年9月27日から同年10月30日までの間に合計5回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、対象者又は当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行い、対象者の代表取締役社長から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、対象者の状況、対象者の事業計画、対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答等を行ったとのことです。また、第三者委員会は、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。更に、第三者委員会は、S M B C日興証券より、対象者株式の価値評価に関する説明を受けると共に、これらについての質疑応答を行うと共に、S M B C日興証券及び森・濱田松本法律事務所から、対象者が第三者委員会における議論を参考に当社との間で本公開買付価格を含む本取引の諸条件について交渉をした内容等について報告を受けているとのことです。かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議した結果、第三者委員会は、平成29年10月31日付で、(a)本取引が対象者の企業価値の向上をもたらすことについての対象者及び当社の説明に不合理な点は見受けられず、この時期に本取引により当社が対象者を非公開化することで、対象者が直面している各課題の解決を加速する上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」記載の から に記載された各施策を実行することが可能となると考えることに合理性があり、本取引は、対象者の企業価値の向上をもたらすものと考えられること、(b)本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券が作成した対象者株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえること、また、本公開買付価格に付された市場価格に対するプレミアムの水準も、対象者株式の市場株価の推移及び本取引と同種の近時の取引事例におけるプレミアム水準に照らして不合理とまではいえないこと、更に、本公開買付価格は、第三者委員会の実質的な関与の下、対象者と当社との間で真摯な交渉が行われた結果、当社から有意な譲歩が行われた上で妥結に至ったものであり、独立当事者においてみられる交渉が行われた上で合意に至った価格と評することができることを総合的に考慮すれば、本公開買付価格は不合理とまではいえない価格であると認められること、(c)第三者委員会の設置や、本取引に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立したアドバイザーの選任など、対象者の意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、本株式売渡請求又は本株式併合（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。）は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）や買付株式数の下限といった本公開買付けの条件においても適正・公正な手続を通じていることを総合的に考慮すれば、対象者の少数株主の利益に対する配慮がなされていること等から、（ ）本取引の目的は正当性・合理性を有するといえる、（ ）本取引に係る手続の公正

性が確保されているといえる、()本取引の取引条件(本公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性が確保されているといえる、()本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の答申書を、第三者委員全員の一致で対象者取締役会に提出しているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、リーガル・アドバイザーとして、当社及び対象者から独立した森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から対象者を当社の完全子会社とすることについて平成29年8月中旬に提案を受け、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券から取得した対象者株式価値算定書の内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者取締役会の諮問機関として設置した第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、当社から提案を受けた平成29年8月中旬から同年10月下旬まで、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

対象者は、FAの国内市場においては、労働力の減少に対応した自動化、ロボット化の需要が堅調であり、海外市場においては、中国における自動化需要が旺盛であるほか、欧米においても堅調な需要が続くと見込んでいるとのことです。また、従来は製造業向けに利用されていた産業用ロボットが、医療や食品の製造ラインや協働ロボットによる端末加工作業にも導入される等アプリケーションの多様化が進んでいるとのことです。更に、医療市場は医療技術の進歩、先進国での高齢化、新興国での人口増加により更なる拡大を見込んでいるとのことです。

そのような環境下、対象者が今後も持続的に成長を実現していくために、電線事業においては、新規顧客や新規市場の更なる開拓に加え、FA/産業機器市場からの要望に応える技術開発、ワイヤーハーネス事業においては、これまで行ってきた製品別拡大販売戦略から包括的な提案型拡大販売戦略への変更や、エンジニアリング力を高めることにより部材や加工時間を低減させる製品を設計することで原価低減を促進、また、フレキシブル基板事業においては、商品ラインナップの充実と顧客ニーズへの提案力を武器に、既存顧客におけるシェア向上や成長が見込まれる航空宇宙、ウェアラブル市場等の新規市場への参入を狙っているとのことです。一方で生産面においても、既存顧客のみならず今後増やしていく新規顧客からの受注に応えるためには、更に生産能力を拡大する必要があり、また技術者や作業者といった人的資源の確保や、IoT化の推進により生産のスマート化を進めていく必要があると認識しているとのことですが、これらの課題を解決するためには相応の投資が必要とのことです。

かかる状況において、対象者が当社の完全子会社となることにより、当社と対象者の間で相互に重複していない顧客へのクロスセラーによる販路の拡大、商品ラインナップの拡充、当社グループが保有する人材の供給を受けることによる技術者及び作業者の確保、IoT技術の活用により工場のスマート化が図れることによる更なる生産能力の強化等が可能になると考えているとのことです。また、対象者は、平成29年9月下旬以降、当社との間で協議を重ねた結果、同年10月中旬に、対象者の今後の成長にとって必要不可欠な経験豊富な人材の採用や教育、海外における事業展開のノウハウの提供のほか、今後の対象者のM&A戦略についても当社からのアドバイスを受けることが可能になるものと判断したとのことです。

以上のとおり、対象者は、平成29年10月中旬、本取引により対象者が当社の完全子会社になることが、対象者が直面している上記各課題の解決を加速する各施策を実行し、対象者の事業基盤を充実させ、対象者がより成長していくための投資を実施する上でも必要であり、対象者の企業価値の一層の向上が見込まれる最善の選択肢であるとの結論に至ったとのことです。

更に、本公開買付価格については、当社から意向表明書を受領した平成29年10月上旬以降、同月下旬までの間、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、第三者委員会からの意見やファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券による対象者株式の株式価値の算定内容、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を受けて慎重に検討した結果、当社との間で本公開買付価格について、平成29年10月上旬以降、同月下旬までの間、複数回交渉したとのことです。その結果、合意された本公開買付価格である1株当たり3,650円は、SMB C日興証券から取得した対象者株式価値算定書に提示された対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジ内であること、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所における対象者株式の終値3,480円に対して4.89%、平成29年10月30日から過去1ヶ月間の終値単純平均値3,224円に対して13.21%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して

28.66%のプレミアムが加算されていることその他の本取引に関する諸条件を考慮し、本取引は対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（松岡義和氏を除きます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、上記対象者の取締役会には、対象者の社外監査役3名のうち、利害関係のある2名を除く1名が審議に参加し、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

なお、対象者の社外取締役である松岡義和氏は、当社の子会社の代表取締役社長を兼務している取締役であることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、対象者の社外監査役である小林俊夫氏は当社の子会社の取締役を兼務しており、八反田徹氏は当社の従業員であることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の取締役会の意思決定における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する全ての審議に参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

また、当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保し、本公開買付けの公正性を担保することを意図しております。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,170,800株）は、（ ）対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（38,990,870株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087株）から、（ ）対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388株）に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538株）並びに（ ）当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）並びに当社が所有する対象者株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者株式の数にあたります。）を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様に対して交付することを定める予定です。この場合、当社は、会社法第179条の3第1項の定めに従って、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対

象者がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、当社は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の全部を取得します。そして、当該各株主の皆様が所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当社は、当該各株主に対し、本公開買付け価格と同額の金銭を交付する予定です。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立後、当社の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、当社は、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定であり、当社は、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本臨時株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下、当該端数の処理において同じとします。）に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、当社のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、当該申立てを行うことができることとなる予定です。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（当社及び対象者を除きます。）の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された本完全子会社化手続の実施を予定しておりますので、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成29年11月1日（水曜日）から平成29年12月18日（月曜日）まで（32営業日）
公告日	平成29年11月1日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき 金3,650円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、平成29年10月30日付で対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法：2,837円から3,480円 DCF法：3,298円から3,875円</p> <p>市場株価基準法では、平成29年10月30日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値3,480円、基準日までの過去 1 週間の終値単純平均値3,281円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値3,224円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値3,214円（注）及び同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,837円（注）を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を2,837円から3,480円と算定しております。</p> <p>（注） 対象者は、平成29年10月 1 日を効力発生日として対象者株式10株を 1 株の割合で併合する株式併合を行っております。よって過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値の計算においては、平成29年10月 1 日付株式併合の権利落ち前の終値について当該終値を10で乗じて得た数値を終値として計算しております。以下、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の終値単純平均値の計算において同じとします。</p> <p>DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画（平成30年 3 月期から平成33年 3 月期までの4年）に、直近までの業績の動向、対象者との間の書面質疑、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成30年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式 1 株当たりの株式価値を3,298円から3,875円と算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる対象者の事業計画においては、前年度比で大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。</p> <p>当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去 6 ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成29年10月31日に本公開買付価格を3,650円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格3,650円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成29年10月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,480円に対して4.89%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値3,224円に対して13.21%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値3,214円に対して13.57%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値2,837円に対して28.66%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本公開買付価格3,650円は、本書提出日の前営業日である平成29年10月31日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値3,540円に対して3.11%のプレミアムを加えた価格となっております。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社は、対象者を当社の完全子会社とすることについて平成29年7月下旬から本格的に検討を開始し、平成29年8月中旬に対象者に打診を行い、同年9月下旬以降、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、平成29年10月中旬、当社が対象者を完全子会社化することによって、経営戦略意思決定の迅速化に加え、当社グループ内の人的リソースを活用することにより、対象者の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化を図ることができるとの結論に至りました。</p> <p>上記の協議・交渉を経て、当社は平成29年10月31日開催の取締役会において、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法：2,837円から3,480円 DCF法：3,298円から3,875円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの事例の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去6ヶ月間及び直近の市場株価の動向、対象者との複数回に亘る協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案し、最終的に平成29年10月31日に本公開買付価格を3,650円とすることを決定いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,303,009 (株)	1,170,800 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数（38,990,870株）に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087株）から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（2,885,388株）に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538株）及び当社が所有する対象者株式（1,307,540株）を控除した株式数（2,303,009株）です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	23,030
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(d)	13,075
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)	446
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成29年3月31日現在)(個)(j)	35,935
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.79
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,303,009株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式は除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成29年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したものである)36,105個を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることはできません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、平成29年10月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日受理されており、したがって、本株式取得に関しては、原則として平成29年11月30日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受け付けは行いません。

本公開買付けに係る応募の受け付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号及び本人確認書類（注2）をご用意ください。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されません。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 個人番号（マイナンバー）又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合

次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号（マイナンバー）をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号（マイナンバー）を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号確認書類			
	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票の記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の一つになります。)	
+	+	+	
本人確認書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	a . 以下のいずれかの書類 1 つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等	a . 以下のいずれかの書類 1 つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等
		又は b . 以下のいずれかの書類 2 つ (a の提出が困難な場合) ・ 住民票の写し ・ 住民票の記載事項証明書 ・ 国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等	又は b . 以下のいずれかの書類 1 つ (a の提出が困難な場合) ・ 国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等

- ・ 個人番号カード（両面）をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・ 氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・ 本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合

「法人番号指定通知書」の写し、又は国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの））が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

外国人株主の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（ 1 ）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（ 2 ））が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ 3 ）が必要となります。

- （ 1 ） 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券（パスポート）の提出をお願いいたします。
- （ 2 ） 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類（居住者の本人確認

書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。

- (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

- (注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	8,405,982,850
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	65,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	8,476,982,850

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(2,303,009株)に、本公開買付価格(3,650円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	10,864,473
計(a)	10,864,473

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,864,473千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成29年12月25日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は()公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日） 平成29年 6月23日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第 1 四半期（自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月30日） 平成29年 8月14日 関東財務局長に提出

なお、平成29年11月14日までに、事業年度 第94期第 2 四半期（自 平成29年 7月 1日 至 平成29年 9月 30日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

沖電気工業株式会社

（東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番12号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,602(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,602		
所有株券等の合計数	13,602		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式2,885,388株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は288,538株)(所有割合:7.99%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数81個を含めております。ただし、かかる数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,075(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,075		
所有株券等の合計数	13,075		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	527 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	527		
所有株券等の合計数	527		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式2,885,388株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は288,538株)(所有割合:7.99%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数81個を含めております。ただし、かかる数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	沖電線株式会社
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号
職業又は事業の内容	電線・ケーブルや電極線の製造販売及び不動産の賃貸
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	沖ウィンテック株式会社
住所又は所在地	東京都品川区北品川1丁目19番4号
職業又は事業の内容	電気・電機通信・消防施設他設備工事・設計・施工・保守
連絡先	連絡者 沖ウィンテック株式会社 総務部長 岩田 芳伸 連絡場所 東京都品川区北品川1丁目19番4号 電話番号 03-3740-2111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	株式会社OKIプロサーブ
住所又は所在地	東京都港区芝浦4丁目11番22号
職業又は事業の内容	ファシリティ事業(不動産、建物・施設管理他)、ヒューマンサポート事業(給与計算、人材教育他)、デザイン事業(広告、宣伝他)、ロジスティック事業(電子機器、情報通信機器等の輸配送・設置及び物流管理全般の受託)
連絡先	連絡者 株式会社OKIプロサーブ 総務部長 宮野 陽一郎 連絡場所 東京都港区芝浦4丁目11番22号 電話番号 03-5445-6050
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	来住 晶介
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	沖電線株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	河合 晃
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	沖電線株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	篠原 信幸
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	沖電線株式会社 取締役
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	福田 彰
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	沖電線株式会社 取締役
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成29年11月1日現在)

氏名又は名称	田中 慎一郎
住所又は所在地	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	沖電線株式会社 常勤監査役
連絡先	連絡者 沖電線株式会社 経理部長 内藤 雅英 連絡場所 神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号 電話番号 (044)766-3171
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

【所有株券等の数】
 沖電線株式会社

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、平成29年9月30日現在、対象者株式2,885,388株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は288,538株)(所有割合:7.99%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

沖ウィンテック株式会社

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	266(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	266		
所有株券等の合計数	266		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

株式会社OKIプロサーブ

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	118 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	118		
所有株券等の合計数	118		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

来住 晶介

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	62 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	62		
所有株券等の合計数	62		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には来住晶介氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,216株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数12個を含みます。

河合 晃

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	31(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	31		
所有株券等の合計数	31		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 河合晃氏は小規模所有者に該当いたしますので、河合晃氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には河合晃氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式636株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数6個を含みます。

篠原 信幸

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	19		
所有株券等の合計数	19		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 篠原信幸氏は小規模所有者に該当いたしますので、篠原信幸氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には篠原信幸氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式211株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含みます。

福田 彰

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18		
所有株券等の合計数	18		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 福田彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、福田彰氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には福田彰氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式172株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含みます。

田中 慎一郎

(平成29年11月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 田中慎一郎氏は小規模所有者に該当いたしますので、田中慎一郎氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成29年11月1日現在)(個)(g)」には含まれておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には田中慎一郎氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式363株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個を含みます。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

最近の3事業年度における公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：万円)

決算年月	平成27年3月期 (第91期)	平成28年3月期 (第92期)	平成29年3月期 (第93期)
当社グループにおける対象者からの仕入	69,927	58,168	54,116
当社グループにおける対象者への販売	49,305	29,375	27,549

(2) 公開買付者と対象者の役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成29年5月	平成29年6月	平成29年7月	平成29年8月	平成29年9月	平成29年10月	平成29年11月
最高株価	229	271	334	333	350 3,405	3,580	
最低株価	216	217	259	295	300 3,260	3,025	

(注1) 印は、平成29年10月1日付株式併合(平成29年10月1日:普通株式10株につき1株の割合)の権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

(注2) 届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間の株価については、届出日が月初のため記載しておりません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月23日 関東財務局長に提出

事業年度 第115期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月22日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第116期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日 関東財務局長に提出

なお、対象者によれば、平成29年11月13日までに、第116期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

沖電線株式会社
 (神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目12番8号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「平成30年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成29年10月31日に、東京証券取引所において「平成30年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者の第2四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	平成30年3月期 (第2四半期連結累計期間)
売上高	6,326,632千円
売上原価	4,639,094千円
販売費及び一般管理費	1,141,654千円
営業外収益	17,148千円
営業外費用	1,517千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	414,537千円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成30年3月期 (第2四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	114.81円
1株当たり配当額	5.50円

(2)「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成29年10月31日付で、「平成30年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成29年10月31日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成30年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。